



教材「ろくをさばく」実践に関する考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2014-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 太田, 幸夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00008741

教材「ろくをさばく」実践に関する考察

太田 幸夫

〇はじめに

本稿は、「科研究による共同研究の一環として取り組んだ、「ろくをさばく」の授業実践によるものである。

本稿では、次の三点について考察した。

A 「ろくをさばく」が、現在の高校生においても「教材」として教育的価値を持つ文章であるか。

B 「ろくをさばく」を授業で行うにあたり、留意するべき事項は何か。

C 「さばく」という、人間社会において普遍的な意識に働きかける題材を取り上げること、どのような状況が教室空間において起るのか。

〇「ろくをさばく」の教材観

「ろくをさばく」は、三淵忠彦氏の著作『世間と人間』所収の随筆である。徳川時代、二代將軍秀忠の「ろくをさばく」のエピソード、新井白石が対応した叡山と八瀬の村人との土地争い、法律による裁判の限界を語る結論部、という三部構成で成り立つ随筆である。特に徳川時代の裁判と、近代日本の裁判を比較し、裁判にも「実情」実際への「救済」の概念が必要であることを説く。著者三淵氏は、

長年法曹界に係わった人物である。大審院判事まで昇進しつつも、四十年代半ばで三井信託銀行株式会社に法律顧問として勤務、六〇歳で退職した後、戦後の最高裁判所長官として活躍した。慶応大学で講座を持った経験もあり、法律をわかりやすく解説する配慮の感じられる文章である。「さばく」という概念の根本を考えるのに、好適の文章といえる。

この文章が、昭和三十年に刊行された教科書『国語 高等学校 一年上』（東京書籍発行）の「随筆・随想」に収められ、当時の高校生に読まれることとなった。監修者・柳田国男の意図が色濃く反映された選定と考えられる。

教材としての「ろくをさばく」については、佐野比呂己「ろくをさばく」考（1）（8）において精緻な論考がなされている。とりわけ「ろくをさばく」考（8）において、教材「ろくをさばく」の意義が詳細に分析されている。佐野は昭和三〇年版と、その改訂版である昭和三十三年版の教科書を比較し、教科書編集者の意図を探った。そして「法律の限界」を考えさせる教材である、とする。その上で、

「ろくをさばく」の視点から「裁判員制度」というものを考える契機となることも期待できるであろう。「ろくをさばく」は論文というほどのいかめしさはない。軽く筆を運び、かくあるべしという帰納的に結論が出ている。適切な例がよく働いて、説得力のある文章となつている。また、用語も表現もやさしくわ

かりやすくできている。現代においても高校生が読むに相応しい内容であり、教材としての価値も高いと考える次第である。と結ぶ。本稿はその恩沢に与り、高校での授業に供したものである。

○実践の概要

筆者は、勤務校の「現代文」分野において、配当時間一時間でこの文章の授業を実施した。三年次生を対象とし、いわゆる「投げ込み」の教材として取り組んだ。

筆者の勤務校は、石狩管内の北部にある公立の単位制総合学級の高校である。石狩市、札幌市北区、同東区からの通学者が大半を占める。札幌圏の公立高校に通うか、札幌市内の私立高校に通うかの選択肢として位置づけられている。中学校までの基礎学力に不安を抱える生徒が多く、学習への意欲を育てることが学校課題の一つである。

授業の実施にあたり、左記の点に留意して授業を行った。

- ・「さばく」ことの認識をいかにして深めるかを旨指す。
- ・基本的には生徒自身に読ませ、内容の理解を促す。
- ・アンケートを取りながら、理解のための過程を追わせる。
- ・最後に感想を書かせ、自らの認識を客観化させる。

また、教材の有用性を検証するため、平成二十四年度と同二十五年度に、それぞれの三年次生に対して授業を行った。

〈実践Ⅰ〉平成二十四年七月の実践

- ①「現代文α下」(必修科目、進学を前提とする生徒による編成)四十名

- ②夏休み前の時期に「投げ込み」で実施。

③自力でどのくらい内容を理解できるか、という投げかけをする。

④解説は最低限にとどめる。

⑤結果として、語彙の解説に重きを置いた実践となった。

〈実践Ⅱ〉平成二十六年一月の実践

- ①「現代文演習」(選択科目、進学を前提とする生徒による編成)八名

②後期期末考査に入る前の、最後の授業に「投げ込み」で実施。

③自力でどのくらい内容を理解できるか、という投げかけをする。

④解説は最低限にとどめる。

⑤結果として「さばく」ことの具体的事例を紹介しながら内容を読み深めた。

(補足)現在行われている裁判について(導入)

- ・裁判の歴史として「仇討ち」の存在
- ・中国は地域での私刑・・・人間での報復を防ぐ
- ・裁判員裁判の概要説明
- ・米国の陪審員裁判と日本の裁判員裁判の相違点
- ・・・これらについて生徒に説明した上で、質問項目4に取り組む

授業者の振り返りを述べたい。

Iは初めて「ろくをさばく」を授業で取り上げたことで、予定した授業過程を行うことに意識を集中させていた。結果として文章を読むことに主眼を置いた授業となった。また、生徒にとっては「さば

く」という概念について、公民科の授業以外で初めて触れた機会となった。結果、レディネスとして「さばく」ということへの関心が希薄であった。「そもそも何が言いたいのかわからない」とアンケートに記述する生徒が多数いたところからも、その状況がうかがえる。

Ⅱの実践は、「演習」という授業の性格上、日常的に抽象的な文章を多く読んできた生徒たちが対象だった。「読み」の能力は総じて高く、多少意味の不明な語彙があっても大意をつかむことに慣れてきた。そのため、内容よりも「さばく」という概念に関心が向きやすかったと考えられる。また、偶然「オウム真理教事件」の実行犯容疑者の裁判員裁判の公判が始まった時期であり、このことを足がかりに、「自分が裁判員だったら、どういうことが起きるのか」ということを生徒と話すことにつながった。またその延長で「仇討ち」や「陪審員裁判」についての説明を行うことができた。あくまで結果論ではあるが、Ⅰがテキストリーディングにとどまったのに対し、Ⅱでは主題の深化を図ることができたといえる。

○実践Ⅰ・Ⅱの分析

アンケートの結果をもとに、二つの実践を比較検討しつつ、前述A～Cの事項に分けて考察したい。

(Ⅰ)Aについて

二つの実践とも、生徒はおおむね自力でこの文章を理解していると判断できる。質問項目1「自力で読む内容をかんたんにまとめ」の時点で、この文章に対して理解不能に陥っている記述は少なく、質問項目4「ろくをさばく」感想」では、徳川時代の裁判への憧れを示す記述が多くを占めた。これらの点では、実践Ⅰ・Ⅱに大きな差異はなかった。しかし、高校生にとって「裁判」は日常生活から遠いものであり、裁判への理解の難しさを訴える回答が見られた。実践Ⅰにこの点の言及が多く見られた。

教育的価値はあるものの、前提として裁判についての関心や知識が求められると言えよう。

(Ⅱ)Bについて

実践Ⅰのアンケート回答において、質問項目3「わからなかったこと、教えてほしいことを書き出すで、「理非曲直」を挙げる生徒が非常に多かった。概して高校生は四字熟語に対して苦手意識を示すものであるが、特にこの語への理解不能の感は強かった。生活語彙ではなく、自分の周囲でもほとんど使われていないことが大きいようだ。同様に二字熟語「卓見」「希薄」「建言」「一言」を指摘する生徒もいた。題名「ろくをさばく」を挙げる者も少なからずいた。生活言語には上がってこない、抽象的な言語への理解を促す必要を感じた。

実践Ⅱでも「理非曲直」を挙げる者が大半を占めたが、Ⅰに比べて語彙に対する不安は少なかった。選択科目として受講する生徒であったこと、実施時期が年度末に近く、一年間の学習によって、抽象的語彙の習得、読解力の向上がなされた結果であるかと推測される。

いずれにせよ、語彙指導はこの文章において不可欠であろう。また、(Ⅰ)にも述べたように「裁判」への関心・知識を持たせる(整理させる)ことも必要であろう。

(Ⅲ)Cについて

Ⅰの実践は、「ろくをさばく」の文章を踏まえての、裁判の解説にとどまった。実情実際の裁判、という筆者の提言には理解を示したが、「徳川時代の方が良かったのではないか」という懐古主義的な考えを持つ生徒も多く、現状に対しての認識を深める側面は薄かった。これは本文に対するレディネスを作りきれなかったことが大きい。とりわけ「さばく」という概念について、自己の問題としてとらえようという意識が低かった。年間授業計画の合間を縫った、一時間の授

業の中で実施は、生徒にしてみれば心の準備の伴わない、「いきなり」の取り組みである。また「投げ込み」として行うことで、受け身の（やらされている）感覚も持ったであろう。他教科の教育活動としては、公民科の授業で司法制度について学習する場面が考えられるが、筆者は教科間で連携をはかつてはおらず、どの程度「さばく」ことについて生徒が考えていたかはわからない。そもそも、「さばく」ことは、生徒の日常から遠い。魅力的な教材ではあっても、これらの条件を満たさねば、教育効果は薄くなるのである。

これに対して、Ⅱの実践では、前述の通り、「裁判員裁判」というトピックからレイネスを整え、現在進行形の裁判を具体的に考える意識を引き出すことができた。これは授業者の目論見ではなく、偶発的なものだった。生徒たちから出された素朴な疑問に授業者が答える中で、次第に「裁判員裁判」の輪郭が見えてきたのであった。少人数授業ならではのコミュニケーションのとりやすさが生きたものと考ええる。

「さばく」という概念にこだわった場合、われわれ教師は、膨大な資料を用意し、生徒にいろいろ考えさせようとする。筆者の経験では、教材の分量よりも膨大な資料を用意した授業が成功した試しはない。教材（ここでは「ろくをさばく」を土台とし、生徒の疑問・関心に応じて説明を加え、対話しつづ、主題に迫っていくということ）が大事なのではなからうか。Ⅱは前年度同様、一時間で実施したのだが、この実践では、むしろ時間の制約が、生徒とのやりとりへの（授業者の）意識を高めることにつながったと考える。

つまり、ⅠとⅡの実践の最大の相違点は、「さばく」ことを日常生活の延長線上にとらえようという意識が、レイネスとして持ち得たか否かという点にある。

また、実践Ⅱでは、Ⅰの経験に基づき、授業過程は同じでありながらも、内容に深みを持たせることができた。語彙の指導は徹底し

なくてもよい、「さばく」について考えよう、という意識から、具体的な「さばく」概念の考察を、生徒と共に作り上げることができた。少し前の教育トピックを使うならば、「評価と指導の一体化」の発想により、予定した指導を「評価」しながら、その状況に応じたレベルの教育活動を探り、新たな「指導」を積み上げていく、ということが行えたのだ、と考える。

○結論

「ろくをさばく」は、執筆から六十年以上を経た文章であるが、今なお教材としての価値を有する文章である。

この文章を教材として、授業に取り組むためには、

・語彙の理解

・「さばく」概念を、自己の問題としてとらえようとする意識

以上の二点に留意すべきである。もともと、本文は文章構成上難しい要素は少なく、文中の例示も日常の生活感覚からかけ離れたものではない。語彙指導にいたずらに時間を割く必要はなからう。むしろ「さばく」という概念を、とれだけ自己の問題としてとらえ直すかという、学習集団の問題意識の喚起が正否を握っている。概念として裁判の知識理解を増やすのではなく、「さばく」という感覚そのもの（「さばく」のメタ認知、と言いつつ換えてもよからう）について生徒に働きかける姿勢を、授業者自身が持つことにかかっていると考える。

教室内で「対話」が成り立つ学習集団であれば、この点は最小限の努力で成り立つ。座学中心の、「対話」要素の少ない学習集団では、工夫が必要となるが、三淵氏のいう「実情実際」の感覚に沿って授業を組み立てれば、おのづと主題に近づいていくのではないか。機会が

許せば、次の機会では、座学中心の集団での実践に挑戦したい。

〇おわりに

国語の「教室」が常に社会生活とリンクし、社会へのまなざしを持つ授業を行うというのはなかなか難しい。だが、評論文時に随筆も含むの授業において、社会生活への視座を欠いた授業は、ただ難解な文章を読み、抽象概念を「知識」として知り得た、という次元にとどまるものとなる。これでは「受験テクニク」のための授業、というそしりを受けてしまう。

いかなる進路ニーズの生徒であつても、最終的には社会生活を送ることとなる。そんな生徒たちに対し、文化の継承の機会の一つとして「国語」の授業が果たしうることは、文章の読み深めを通じて、社会生活の肉薄である。文学的文章を通じて、個々人の情緒・感覚面の経験を積み重ねつつ、評論文で「社会生活」(＝現実原則・集団原則)への視座を踏まえた活動を行う。これは国語科教師の醍醐味であると共に、困難な課題である。それでも私は、この二点を忘れずに取り組んでいきたい。

注

- 1 科研費・基盤研究(C)(23531235)「柳田国男監修高等学校国語科教科書所収教材の連携的研究」
- 2 佐野比呂己「教材「ろくをさばく」考」(6)七頁『北海道教育大学紀要』(教育科学編)第六十一巻第二号 北海道教育大学 平成二十三年(二〇一二年)二月。
- 3 『北海道教育大学紀要』(教育科学編)第五十九巻第一号 北海道教育大学 平成二十年(二〇〇八年)八月 一五一―一六頁の年表(佐野氏作成)に基づく。
- 4 『北海道教育大学紀要』(教育科学編)第六十二巻第二号 北

⁵ 北海道教育大学 平成二十四年(二〇一二年)二月 一―三頁
レイネスについては様々な解説が存在するが、簡潔な説明として、大阪府教育センターの「つまりきとその原因は」教科学習と学習レイネス技能との関連について」を参照されたい。
www.osaka-c.ed.jp/kak/.../purojekuto_hint-kantou-p4-5mat-usugi.html

⁶ 資料1・2を参照

⁷ 「評価と指導の一体化」は、前回の学習指導要領(平成十一年度文部省告示第五十八号)実施の際、事ある毎に教育委員会より指導がなされた。ここでは東京都教育委員会「適正で信頼される評価の推進に向けて」を参照されたい。

www.kyoiku.metro.tokyo.jp/bukashidou/.../nyoukasuisin2.pdf

本稿は、科研費・基盤研究(C)(23531235)による成果の一部である。
(おおたゆきお／北海道石狩翔陽高等学校教諭)

「ろくをさばく」作業シート

「ろくをさばく」(太田) 資料1

3年次現代文演習

平成26年1月22日実施

北海道石狩翔陽高等学校 3年 組 氏名()

①1回目(自力で読む) 内容をかんたんにまとめる

②2回目(教師が読む+解説) わかったことをまとめる

③わからなかったこと、教えてほしいことを書き出す

④「ろくをさばく」感想

おつかれさまでした。太田しるす

「ろくをさばく」初発のアンケート

平成24年7月20日実施、回答33名(3年次「現代文α下」履修生徒を対象)

① 回目(自力で読む) 内容をかんたんにまとめる

奉行の裁判と天下の裁判の違い(8)／今の裁判と昔の裁判の対比(8)／裁判について(7)／ただ裁判をするだけでなく、負けた方の後の生活を考えてあげるのが大切。(6)／「ろく」とは「ろくでなし」の「ろく」ではないゆえ、奉行の裁判は一方が得をし、一方が損をする。天下の裁判はどちらになっても平等の答えを出す。今ではあり得ないこと。法律が重く、きゅうくつ。／なし(2)

② 2回目(教師が読む+解説) わかったことをまとめる

上洛＝京都に帰ること(6)／天下の裁判と奉行の裁判の違い(5)／下枝＝下のほうの枝(5)／伝教大師＝最澄(4)／二代将軍がなかなかいらい人だったこと(4)／昔と今では裁判は違う(4)／言葉の意味 (4)／筆者は最高裁判所の裁判官だった(3)／まぐさ＝馬のえさ(3)／入り会料＝入場料(2)／結果＝境界(2)／稀薄＝珍しい／業＝なりわいとよむ／なし(5)

③ わからなかったこと、教えてほしいことを書き出す

理非曲直の意味 (11)／裁判について(6)／結局どういことなのか(4)／ろくの意味(3)／建言(2)／卓見(2)／稀薄／朝廷／奉行／大審院長／「これ」／「一般法律の安定性」／自由自在とはどういうことなのか／裁判があって政治が成り立っているのか、または政治があるからこそ裁判があるのか？政治は政治、裁判は裁判と分化してもあまり変わらないのか？／裁判を行うには、法律による裁判というすごく厳格な裁判を行うのと、実情実際に即する情のある裁判を行うのと、どちらがこれからの日本にとって良いのだろうか／昭和30年代になぜこれを勉強させたのか？この時代は裁判に問題があった？／どこに注目したらよいか／なし(6)

④ 「ろくをさばく」感想

難しくてわからない(15)／昔の裁判は良かった(5)／裁判の大変さ(3)／昔の裁判を知れてよかった(3)／裁判の進歩に感心した(2)／現代社会にも当てはまる内容だ(2)／例が多く書かれているので理解できそう／日本史で習った言葉が数多くでてきたのしかった／天下の裁判のように、万人の生活を保障し安全なものにするのが大切でこと／心がけること？漢字の読み方が自分の思っていた読み方と違った。白石×しろしい○はくせき／読んでいておもしろかった／法律について多少学んできたが、この作品は自分にとって興味深いものだ／実情実際に即した裁判が世界中で行われればすごく良い。

「ろくをさばく」初発のアンケート

平成26年1月22日実施、回答8名(3年次「現代文演習」履修生徒を対象)

① 回目(自力で読む) 内容をかんたんにまとめる

裁かれる側の人たちが生活に困らないような裁きをする(6)／今日の日本の裁判は、法を守って判決を下し、さらに政治と裁判が分かれているため不条理で人情味のない判決がある場合がある(4)／裁判でも、万人の生活を保障し、個人の生活を安全にする心がけが必要(2)／情実を考慮して裁判する部署を設置した方がよい(2)

② 2回目(教師が読む+解説) わかったことをまとめる

家庭裁判所ができた時に書かれた(2)／実情実際、人々の気持ちに即した裁判をしていこうということ(2)／昔は裁判＝政治だったが、今は政治は政治、裁判は裁判となっている(2)／筆者は裁判長(2)ろくをさばくことは、正しく、人々の気持ちとか状況に対応して裁くこと／なし (3)

③ わからなかったこと、教えてほしいことを書き出す

理非曲直(6)／調停

④ 「ろくをさばく」感想

法律などのルールに縛られると人間性を失って正しい判断ができなくなる／一瞬難しい文だと思ったが、とても面白い内容だった／読むのが難しかった／両者の意見を取り入れて裁判をしてほしいと思いつながり、裁判官には感情を取り入れずに判決をしてほしい。結局は今のままが一番だ／時代は繰り返すものなのでしかたない／ろくをさばける人がちゃんとこれからもいてほしい。政治も裁判も、個人の生活を安全にしていける精神が大事／裁判は大変だ／お互いの後のことを考えているのがよい／平等にするために基準を決めるのはいいことだけど、昔のように考えてあげながら裁くこともいいことだ